

8月からお子さんの医療費の助成内容を拡充します

申請・問合せ
保健課保健医療係
☎23-2346

子育て世帯の医療費負担を軽くするため、**乳幼児等医療費**の助成内容が変わります。

7月診療分までは

《入院にかかる医療費》

- ・0～2歳は全世帯が初診時一部負担金のみ。
- ・3歳～小学校就学前の住民税非課税世帯は初診時一部負担金のみ、課税世帯は1割負担。
- ・小学生は全世帯が1割負担。

《通院にかかる医療費》

- ・0～2歳は全世帯が初診時一部負担金のみ。
- ・3歳～小学校就学前の住民税非課税世帯は初診時一部負担金のみ、課税世帯は1割負担。

- ※初診時一部負担金とは、医科580円、歯科510円。
- ※課税世帯とは、児童手当の所得制限がかからない世帯に限る。
- ※7月診療分までの医療費を医療機関で立替払いした領収書をお持ちの方は、払い戻しの手続きをゆとり窓口でお早目に行ってください。

8月診療分からは

《入院にかかる医療費》

- ・0歳～18歳の年度末まで無料！
- ※中学生以上は受給者証の申請が必要です。
- 入院する場合には忘れずに申請してください。

《通院にかかる医療費》

- ・0歳～小学校就学前は初診時一部負担金のみ！

※基本的に全道の医療機関で受給者証が使えるようになります。医療機関で受給者証が使えない場合や道外で医療機関にかかった場合などは、一度支払いをした後、ゆとり窓口で払い戻しの手続きをしてください。

- ※0歳～小学生までは受給者証を自動更新し郵送しますので、申請は不要です。
- ※入院時食事代・差額ベット代・薬の容器代・文書料等の保険外は助成対象となりません。

乳幼児等医療費の拡充に伴い、**重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費**のお子さんにかかる助成内容が一部変わります。

8月診療分からの内容の変更点

《入院にかかる医療費》

- ・0歳～18歳の年度末まで無料に！

《通院にかかる医療費（変更点のみ記載）》

- ・0歳～小学校就学前は初診時一部負担金のみ！

※受給者証は、従来どおりの使用方法で医療機関でお使いいただけますが、年齢・課税状況により後日、払い戻しの手続きが必要になる場合がありますので、お問合せください。

制度種別	対象者	手続きに必要なもの
a 重度心身障がい者	①身体障害者手帳1・2級の方、3級の内部障がいの方 ②療育手帳A判定の方、重度の知的障がいと診断された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方（入院は対象外）	・対象者の健康保険証 ・印鑑 ・身体障害者手帳、療育手帳 または精神障害者保健福祉手帳
b ひとり親家庭等	①ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている児童とその親 ②両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている児童 ※対象期間は児童の20歳の誕生月の末日まで（18歳以上の児童は、在学証明書等の扶養されている旨の証明が必要） ※児童は入院と通院、その親は入院のみ助成対象	・対象者全員の健康保険証 ・印鑑 ・児童扶養手当証書または対象者全員の戸籍謄（抄）本 （離婚日等が分かるもの）

- これらの医療費制度には所得の制限があります。
- 平成28年1月1日時点で当別町に住居登録のない方は、「平成28年度所得・課税証明書」が必要です（乳幼児等医療費も同様）。
- 平成28年1月1日時点で当別町に在住していても、所得の申告をしていない方は所得判定ができません。役場税務課で申告をしてください。

- 受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届出をしてください。
 - ①健康保険証が変更になったとき。
 - ②他市町村に転出するとき。
 - ③転居したとき。
 - ④bは婚姻（事実婚含む）したとき。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～交通事故など、第三者の行為でけが等をした時～

申請・問合せ
住民課国保・
後期高齢者医療係
☎23-2467

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったとき、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、保険証を使って治療することができます。

治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

■第三者の行為とは？

- 交通事故
- 他人の飼い犬にかまれた
- 購入食品や飲食店等での食中毒
- 暴力行為 など

■必ず医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。

■警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書（有料）を出してもらいましょう。

■役場の窓口にも必ず申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、必ず役場の住民課窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

■申請に必要なもの

第三者行為による被害届（役場の窓口にあります）・保険証・被保険者の印鑑・事故証明書（後日でも可）など。



年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【保険料の免除・納付猶予期間がある方へ】

国民年金保険料の免除（全額・一部・法定）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。これらの期間の保険料は10年以内であれば遡って納める（追納する）ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、一定の加算額が上乗せされます。詳細は年金事務所まで。

【国民年金猶予制度 50歳未満に拡大！】

30歳未満の要件を満たす方を対象とした猶予制度が、7月1日から50歳未満の要件を満たす方を対象とする「納付猶予制度」に拡大されました。詳細は、役場窓口または年金事務所にお問い合わせください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 8月18日（木）10時～15時
 - ・場所 商工会館（錦町） ・主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、委任状・身分証明書が必要です。

（相談予約専用ダイヤル ☎011-717-4133）

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係（☎23-2463）

【国民健康保険被保険者証を更新します】

◆被保険者証の更新方法

現在使用している被保険者証の有効期限は、平成28年9月30日です。新しい被保険者証は9月中旬に郵送する予定ですが、窓口での交付を希望する方や長期間不在のため郵送日の変更を希望する方は、8月31日までに電話で申込みください。窓口で受け取る場合には、免許証などの身分証明書が必要です。

◆新しい被保険者証の有効期限について

新しい被保険者証の有効期限は平成29年9月30日です。有効期限までに75歳になる方はその誕生日の前日、退職被保険者は65歳になる誕生日の月末（各月1日生まれの方は前日）が有効期限となります。

◆被保険者証は大切に使いましょう

- ・記載内容を書き換えると無効になります。
- ・破損や紛失したときは、免許証など身元を確認できるものを持参し、再交付の手続きをしてください。
- ・住所や世帯主の変更、国保への加入や喪失の手続きには、該当する方全員の被保険者証を持参ください。

▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係（☎23-2467）

▼国税の納付の問合せ 税務課納税係（☎23-2341）

定期的に健診を受診し、 身体の状態を確認しましょう

申込み・問合せ
保健課健康推進係
☎23-4044

夏の脱水は脳梗塞や心筋梗塞の引き金に！ 巡回ドックを活用して予防しましょう

水分の摂取不足は、脳梗塞や心筋梗塞などの発症の大きな原因のひとつです。

脳梗塞や心筋梗塞には、血液中に含まれる脂肪が多いことや高血糖によってドロドロとした血液となるなど、血液の異常が大きく影響します。脱水状態ではこうした血液をさらに濃縮させることとなり、脳梗塞や心筋梗塞を引き起こしやすくなります。また、気温が高い時は、汗をかくことで水分と塩などの電解質が失われ血液が濃くなり、血管が詰まりやすくなります。

脳梗塞・心筋梗塞の予防には、のどが渇く前にこまめな水分補給、脂質・血糖・血圧のコントロールによって血栓ができにくい状態を保つことが大切です。

特定健診では、脂質・血糖・血圧など身体の状態を総合的に見ることができます。日曜日にも受けられますので、ぜひこの機会を逃さず健診を受診しましょう。

▼対象者

①平成28年度中に40歳～74歳になる当別町国民健康保険加入者 ②生活保護世帯の40歳以上の方

▼日時・場所

8月25日(木)・26日(金) 西当別コミセン
8月28日(日)・29日(月) ゆとろ

※受付時間は、いずれも午前7時～9時30分

▼健診(検査)内容・料金

健診(検査)内容	料金
特定健康診査 (血液検査、心電図検査、尿検査等)	700円
胃がん検診(バリウム検査)	900円
肺がん検診(胸部レントゲン検査)	300円
大腸がん検診(便潜血検査)	500円

※生活保護世帯の方は無料です。

▼申込期限 受診希望日の1週間前まで



若い人のためのフレッシュ健診 ～待ち時間も短く、キッズスペースを準備～

フレッシュ健診はこんな方にオススメ！

- ・しばらく健診を受けていない。
- ・子どもを幼稚園などに送った後に健診を受けたい。
- ・日曜日に健診を受けたい。

健診は町内で1～2時間ほどで終了します。ぜひこの機会に健診を受け、健康状態をチェックしましょう。

▼対象者 職場等で健診を受ける機会のない、18歳～39歳の方。

※保険の種別に関係なく受診できます。

※35歳以上の希望者は胃がん検診も受けられます。

▼日時・場所

※左記の巡回ドックと同日実施。

▼健診(検査)内容・料金

健診(検査)内容	料金	
	当別町 国保の方	一般(町 国保以外) の方
フレッシュ健診(身体計測、 血液検査、尿検査等)	1,000円	1,500円
胃がん検診(バリウム検査) *35歳以上の希望者	900円	1,600円

※生活保護世帯の方は無料です。

※託児を希望の方は、申込みの際に申し出ください。

▼申込期限 受診希望日の1週間前まで

エキノкокクス症検診

エキノкокクス症の早期発見のため、受診ください。

▼日時・場所

8月25日(木) 西当別コミセン
8月28日(日) ゆとろ

※いずれも10時30分～11時30分

▼料金 無料

▼対象者 小学3年生以上の町民(過去5年エキノкокクス症検診を受けていない方)

▼検査内容等

採血、問診票記入で簡単に受けることができます。

▼その他

※事前に申込みが必要です。

※8月の巡回ドック・フレッシュ健診を受けられる方は同時に受診できますので、申し出ください。